

王室属領の行財政制度と国際業務
～マン島とチャネル諸島の仕組み～

2013年6月

(財)自治体国際化協会 ロンドン事務所

目次

はじめに.....	1
第1章 王室属領の概要.....	2
第1節 王室属領と英国の関係.....	2
第2節 王室属領の歴史と行政制度.....	4
1 マン島.....	4
2 チャネル諸島.....	7
(1) ガーンジー管区.....	8
(2) ジャージー管区.....	11
第3節 欧州連合と王室属領の関係.....	13
第2章 王室属領の財政制度.....	14
第1節 王室属領の産業と税率等.....	14
第2節 マン島共通財源協定（関税・物品税協定）.....	15
1 概要.....	15
2 現在の税収分割の仕組み.....	17
第3節 低価格移送品に対する VAT 免除措置（LVCR）.....	17
第4節 第三者によるタックス・ヘイブンの見直し作業.....	18
第5節 租税情報交換協定.....	19
第3章 王室属領の国際業務.....	21
第1節 王室属領の国際的アイデンティティ.....	21
第2節 英国諸島・アイルランド協議会.....	22

図表目次

図 1： マン島の旗.....	4
図 2： ガーンジー島の旗.....	8
図 3： ジャージー島の旗.....	11
図 4： 王室属領の位置.....	26

はじめに

英国は地方自治の母国とも呼ばれるが、イングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドという歴史的・文化的にもそれぞれ違いを持つ4つの地域を抱え、その地方自治を支える制度も地域ごとに異なっている。また、イングランド一つを取ってみても、運営やガバナンスにおいて自治体ごとに議院内閣制的な仕組みを採るところもあれば、首長の直接公選制が採られるところもあるなど、複雑な様相を成している。

今回取り上げた「王室属領（Crown Dependencies）」は、中世以来、イングランド王の属領という特殊な位置付けのまま現在に至っている。

最近では、その特異な存在や制度上の優位性を生かして金融業等で発展を見ているが、その自治制度は、一定の近代化はなされつつもその歴史を反映した特異な仕組みが今なお存続している。

日本においても、地方分権の進展に応じ地域の実情に応じた様々な運営が可能になってきてはいるが、日本の場合には、制度的には全て地方自治法の範囲内で説明可能な仕組みが取られている。一方で成文憲法や地方自治の基本法を持たない英国においては、それぞれの地域の独特な仕組みがそのまま生かされていることがある。（英国の一部ではないが）王室属領の自治制度は、こうした慣習や歴史的経緯を重んじる英国の地方自治の縮図であるとも言えよう。

今回、このような王室属領の自治制度について当事務所のアンドリュー・スティーブンス主任調査員及び吉川調査助手が詳細に整理し、取りまとめてくれた。

後半では、国際関係業務や英国及びアイルランドの各地域との連携の実態等についても紹介している。

日本の自治体関係者のみならず、ご関心のある研究者の方々等にとっても参考となれば幸いである。

(財) 自治体国際化協会 ロンドン事務所長

第1章 王室属領の概要

第1節 王室属領と英国の関係

「王室属領 (Crown Dependencies)」は、ジャージー管区 (Bailiwick of Jersey)、ガーンジー管区 (Bailiwick of Guernsey) 及びマン島 (Isle of Man) から成る。ガーンジー管区には、ガーンジー島のほか、オルダニー (Alderney) 島、サーク (Sark) 島というそれぞれ異なる法制度を持つ島、及びハーム (Herm) 島、ジェスー (Jethou) 島、リフー (Lihou) 島も含まれる。ブレッシュ (Brecqhou) 島はサーク島の一部である。ジャージー管区、ガーンジー管区及びマン島は、英国の一部ではないが、「クラウン (the Crown)」¹の属領であり、自治権を有する。すなわち、これら諸島は、直接選挙で選ばれた独自の議会、行政、財政、司法の諸制度を有する。王室属領は、英国議会に議席を持たず、英国の植民地であったこともない。王室属領はまた、ジブラルタルのような英国の海外領土 (Overseas Territories) でもない。海外領土と英国の関係は、王室属領と英国の関係とは異なる。

王室属領と英国の間には、これまで常に、密接な関係が存在していた。これら諸島と英国の関係は、歴史的プロセスと慣行の結果である。王室属領と英国の関係に関する最も新しい記述には、1973年に発表された「英国の構成に関する王室委員会報告書 (Report of the Royal Commission on the Constitution)」(通称「キルブランドン報告書」)の第1巻第11部がある。同報告書は、英国と王室属領の現在の関係には不明確な部分があり、またその関係は複雑であると述べていた。王室属領と英国の関係は、最近、実務的な目的のため、これら諸島の国際的アイデンティティの強化を目的とした枠組み文書の中で明確化された。

王室属領は、自らの財源を持っており、英国政府から補助金を交付されたり、また英国政府に納付金を支払うことはない。ただし、英国による諸島の防衛及び外交の経費については、毎年自発的に資金を拠出している。ジャージー島政府は、同島の国防義勇軍工兵騎兵大隊 (Territorial Army Royal Engineers' Squadron) の費用を負担している。また、防衛あるいは外交関係ではないが、オルダニー島の防波堤の維持費には、ガーンジー島政府が英国財務省に送る旅券発行手数料からの収入が充てられている。更に、マン島政府は、1994年に英国政府と結んだ合意に従って計算した金額を、毎年自発的に英国政府に支払っている。

¹ 「クラウン (the Crown)」とは、英国の君主 (monarch) に対し、君主であることを理由に付与される権限及び資産を指す抽象的な言葉である。君主が交代すると、「クラウン」は次の君主に移行する。ここで述べている通り、「Crown Dependencies」は「クラウンの属領」を意味するが、本報告書では、この名称の従来の日本語訳の例に倣い、「王室属領」との訳語を使った。

これら諸島の議会は、それぞれ独自の法律を制定する。ジャージー島、ガーンジー島、オルダニー島及びサーク島の議会を通過した法律は、英国の枢密院 (Privy Council)²から女王の裁可 (Royal Assent) を得る必要がある。マン島では、英国が決定権を留保しない (non-reserved) 分野の法律について、副総督 (Lieutenant-Governor) が女王の裁可を付与する権限を委託されている。英国が決定権を留保する (reserved) 分野のマン島の法律は、枢密院から女王の裁可を得る必要がある。このことは、英国が決定権を留保する分野のジャージー島、ガーンジー島、オルダニー島及びサーク島の法律についても同様である。

英国の法務省は、国際的義務の違反または英国と王室属領の関係に関する基本的な諸原則との齟齬(そご)がないことの確認に重点を置いて、王室属領の法律を精査する。この作業を経て、英国の大法官 (Lord Chancellor) は、女王が同意命令 (Assenting Order) を下すことによって女王の裁可の付与を可能にすることができるかどうかを、枢密院に助言する。英国が決定権を留保しない分野のマン島の法律については、副総督が女王の裁可の付与という委託権限を行使すべきであると大法官が判断した場合、法務省が、その旨を直接、副総督に通知する。大法官は、枢密院で、王室属領を主として担当するメンバーである。

英国の法律は、通常、王室属領には適用されない。適用される場合は、当該法律にその旨が規定されているか、または枢密院令 (Order in Council) によってそれが可能になる。これらの枢密院令は、当該法律に盛り込まれた授權規定のもと、王室属領の同意を得て制定される。枢密院令以外の方法によって英国法の適用範囲が王室属領に拡大されることは、現在では非常に稀である。英国法の適用範囲を王室属領に拡大することを検討する場合、英国政府は、できるだけ早期に、王室属領と協議しなくてはならない。

英国の女王は、王室属領の3地域 (ジャージー管区、ガーンジー管区、マン島) の元首であり、各地域の副総督は、女王の代理人である。クラウンは、島の良き統治に最終的な責任を負い、英国政府は、各島の防衛と外交に責任を負う。このことについて、上院議員のバック郷は、2000年5月3日、国会での答弁で次のように説明している。

「クラウンは、王室属領の良き統治に最終的な責任を負う。このことは、(王室属領で) 司法または治安維持に関して行政が機能停止に陥ったり、重大な過失が発生した場

² 「枢密院」とは、君主の顧問官の集合体として始まった古い歴史を持つ政府の機関である。枢密院のメンバーの大半は、全ての閣僚を含む古参議員または元議員であり、君主に対する君主の特権 (royal prerogative) の行使に関する助言などを役割とする。

合などには、チャネル諸島及びマン島の内政に介入するために、クラウンの残りの特権を行使できることを意味する」

クラウンの王室属領に関する責任は、枢密院を通じて果たされる。王室属領の各島の裁判官は、諸島の当局の要請に応じて、英国の法務省の助言に従い、英国の女王が任命する。既に述べたように、王室属領の防衛と外交に責任を負うのは英国政府であるが、特定の状況において、王室属領は、「委任 (entrustment)」という手続きを取ることで、自ら国際的な合意を締結することを認められている。

王室属領の全ての島が所属するまたは一堂に会することができる共通の組織や会合は(英国とアイルランド共和国も所属する「英国諸島・アイルランド協議会」を除くと)存在しない。王室属領の地域は全て、自らの英国との関係及び王室属領相互の關係に、それぞれ単独で責任を負っている。王室属領の全ての地域に共通の関心事項(特に税制)に関する非公式の連絡や会議は定期的に行われている。これらは、「島間会議 (inter-island meetings)」と呼ばれているが、開催を規定する法的枠組みが存在するわけではない。

第2節 王室属領の歴史と行政制度

1 マン島

マン島とイングランドとの関わりは、チャネル諸島より遅く、同島全土をイングランドの貴族が所有したことから始まった。マン島について最も良く知られた事実の一つは、現存する議会の中で世界最古とされる「ティンワルド (Tynwald)」と呼ばれる議会が 979 年に初めて開かれたことである。

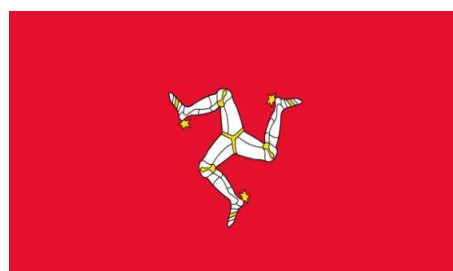


図 1: マン島の旗

マン島はかつて、歴代のバイキングの王国に属し、こうした王国の最後のものは、「マン王国 (Kingdom of Mann)」であった。マン王国は 1266 年、「パース条約 (Treaty of Perth)」のもと、ノルウェー人によってスコットランドに割譲された。その後、マン島の支配権はスコットランドとイングランドの間を何回か行き来したが、1405 年には、当時のイングランド王が同島をスタンリー家に与えた。スタンリー家はダービー伯でもあり、マン王 (King of Mann) として (1504 年以後は「マン島領主 (Lord of Mann)」として)、マン島に居住しないまま同島を支配した。また 1422 年には、記録が残されているうちで最も古いティンワルドの会議が開

催された。議員数は 24 人で、ノルウェー人の伝統的な土地の区分方法である「シーディング (Sheadings)」と呼ばれる 6 つの地域からの代表者であった。

1736 年にマン島の所有権がスタンリー家からスコットランド系のマレー家に移る頃までには、同島は密貿易の一大中心地となり、英国の国庫に多大な損害を与えるようになっていた。1737 年に、ティンワルドが課税の役割を行使し始めたため、英国議会は 1765 年、「マン島購入法 (Isle of Man Purchase Act)」を制定した (この法律は、「復帰法 (Act of Revestment)」とも呼ばれる)。同法は、マン島の所有権を英国のクラウンに移したばかりでなく、イングランドのウェストモアランド (Westmoreland) 県に同島を編入する計画をも同時に阻止した。同法が制定されたことにより、マレー家は補償金を受け取った。マレー家は更に、従来から持っていた島内の土地の領地権 (manorial rights) に加えてマン島の統治権を与えられ、1793~1826 年にこの権利を行使した。

1765 年法の制定以降、英国の君主は全て、国の元首として (国王または女王として) ではなく、「マン島領主」として同島を治めることになった。今日、クラウンとマン島との関係は、「英国に対する権限としてのクラウン (Crown in right of the United Kingdom)」とは別に、「マン島に対する権限としてのクラウン (Crown in right of the Isle of Man)」との言い方で表現されている。1765 年法施行以降から、英国君主の代理人は、総督 (Governor) ではなく、副総督と呼ばれるようになった。1866 年には、ティンワルドに直接選挙制度が導入され、英国からある程度の自治権を獲得し、王室属領としてのマン島の地位を確固たるものにした。しかしながら、副総督がかなりの行政上の権限を維持したため、副総督とティンワルドとの間に数々の対立が起きた。こうした事情から、副総督は、1921 年に高等裁判所の裁判長の地位を失ったのを始めとして、次第に権限が狭められ、今日では、儀礼的な役割を有するのみとなっている。

マン島は、第 2 次大戦中、英国の直接統治下に入った。その後、1949 年の改革で島内の統治に関する自治権が更に拡大され、副総督が委員長を務め、ティンワルドの議員で構成される「執行委員会 (Executive Council)」が設置された (執行委員会は、1958 年から 1976 年にかけて、幾つかの分野で自治権を獲得した)。その後、1980 年、副総督は、執行委員会の委員長の任を解かれ、儀礼的な役割を除く全ての権限を失った。

既に述べたように、現在、副総督は、(マン島領主としての) 女王の正式な代理人としての役割を担っている。つまり副総督は、マン島における外交面及び式典等でのクラウンの代理人であり、また英国政府との連絡役でもある。2010 年まで、副総督は、英国政府の大臣の助言を受けて女王が任命していたが、現在は、マン島の首席大臣、ティ

ンワルドの議長及び高等裁判所の首席裁判官（First Deemster）から成る委員会によって選ばれている。

ティンワルド（正式名称は「ティンワルド会議（High Court of Tynwald）」）は、下院である「キーズ院（House of Keys）」と、法案修正を行い、上院にあたる「立法院（Legislative Council）」から成る。キーズ院は、任期が最高 5 年の 24 名の議員（Members of House of Keys、MHKs）で構成される。キーズ院の議員は、一人区または複数人区の選挙区から選出される。立法院は、間接選挙制または任命制であり、4 年を任期としてキーズ院によって選出される 8 名の議員（Members of Legislative Council、MLCs）、ティンワルドの議長（両院が選出、任期 6 年）、それぞれ英国政府が指名するソドー・アンド・マン（Sodor and Man）教区の主教及び法務長官（Attorney General、投票権はなし）から成る。1917 年と 1919 年には、英国国教会の下位聖職者が、また 1965 年と 1975 年には裁判官が立法院の議席を失った。両院は、（別々にではなく）ティンワルドとして、毎月 1 回、合同で会議を開く。更に毎年、両院の議員が出席し、マン島内のセント・ジョン地域のティンワルド丘で、ティンワルド・デーと呼ばれる野外の儀式が行われる。この儀式は、副総督が議長を務め、前年に制定された法律を読み上げる（屋外で議会を開き、法律を制定したバイキングの慣習を想起させる儀式である）ほか、新たに就任した大臣及び政府高官の宣誓を行う。ティンワルドで制定される法律は、ティンワルド法（Acts of Tynwald）と呼ばれる。

マン島には、複数の簡易裁判所（軽犯罪裁判所）が設置されており、それぞれ、有給の下級裁判官である一等裁判官（High Bailiff）と一等裁判官補（Deputy High Bailiff）が 1 名ずつ、及び一般市民から選ばれる治安判事（Justices of the Peace）がいる。マン島の高等裁判所は、民事、刑事の両方の事件を扱う。高等裁判所の首席裁判官は、公文書官（Clerk of the Rolls）と副総督補（Deputy Governor）も兼ね、次席裁判官（Second Deemster）、もう一人の裁判官（Deemster）、控訴審裁判官（Judge of Appeal）の補佐を受ける。これらの裁判官は全て、英国の法務省の助言を受けて英国の女王が任命する。マン島の控訴裁判所の名称は、「マン島政府控訴裁判部（Staff of Government Division）」であり、最終審は、枢密院の司法委員会（Judicial Committee）である。

マン島政府の現在の執行機関は、「大臣会議（Council of Ministers）」と呼ばれる。大臣会議は、執行委員会に代わり、1990 年に設置された。大臣会議は、ティンワルドの議員から 9 名を上限として選出された大臣から成り、その長は首席大臣（Chief Minister）である。首席大臣は、ティンワルドの助言を受けた副総督により任命され、各省を率いる大臣を任命する。ティンワルドの「遺産委員会（Heritage Commission）」と「賭博委員会（Gambling Commission）」は、ティンワルドが任命した議員によつ

て構成される。

前述のように、マン島には、「シーディング」と呼ばれる伝統的な地域の区分方法がある。現在、「シーディング」は、ごく一部の行政分野のみで使われている。マン島全体は6つの「シーディング」に分けられており、かつては（11世紀以降）、これが更に17のパリッシュ（parishes）に分割されていた。

現在のマン島の自治体構造は一層制であり、4つの町（town districts）、5つの村（village districts）、15のパリッシュで構成されている。4つの町には1777年にそれぞれ一等裁判官が置かれ、更に1860～1884年には、町長（Town Commissioners）を選出していた。ダグラス（Douglas）町は、1895年に、首都³としての町の発展及び観光業の成長を認められ、バラ（borough）の地位を与えられた（同時に、町議会の議長を「メイヤー（mayor）」と呼ぶことが許可された）。5つの村のうち4つは1886年から1905年にかけて創設され、5番目の村は1986年に誕生した。マン島の自治体は全て、マン島政府のインフラ施設省（Department of Infrastructure）の管轄下に置かれている（2010年の省再編前は地方自治・環境省（Department for Local Government and the Environment）の管轄下に置かれていた）。自治体の主な業務分野は、街灯整備、道路、ごみ、公営住宅である。マン島政府は長らく、自治体数の削減を計画しており、2005年には、島全体をわずか4つの自治体に統合する案を発表した。しかし、こうした計画は、既存の自治体からの強い抵抗に遭っており、実現に至っていない。

2 チャネル諸島

ガーンジー島とジャージー島は、チャネル諸島に属する他の小島と同様、西暦933年にノルマンディ公国に併合され、1066年のノルマン人によるイングランド征服後も、同公国の一部として残った。こうした背景があって、1204年にイングランド王がノルマンディ領を失った後、チャネル諸島を巡るイングランドとフランスとの間の対立は、1259年のパリ条約まで続いた。同条約は、イングランド王が、チャネル諸島を除き、ノルマンディ公国を放棄する旨を定めた。その後のイングランド王及び英国王は、現在まで、国家元首として（国王または女王として）ではなく、ノルマンディ公（Duke of Normandy）としてチャネル諸島を統治している。今日、クラウンとガーンジー管区及びジャージー管区との関係は、「英国に対する権限としてのクラウン（Crown in right of the United Kingdom）」とは別に、「ガーンジー管区に対する権限としてのクラウン（Crown in right of the Bailiwick of Guernsey）」及び「ジャージー管区に対する権限としてのクラウン（Crown in right of the Bailiwick of Jersey）」との言い方で表現さ

³ ダグラス町がマン島の首都に指定されたのは1869年である。

れている。

フランスは、1259年以降、何度かにわたって、チャネル諸島の領有権を取り戻そうと試みた。イングランド王は、チャネル諸島の戦略的な重要性を認めてこれらの島にある程度の自治権を与え、島々は、島内の問題に関する主権を獲得した。ガーンジー島（及び周辺の小島）とジャージー島には、それぞれの自治権を守るため、13世紀後半、任命制の「行政長官（Bailiff）」が統治する「管区（Bailiwicks）」という地位が与えられた。1483年、教皇勅書で戦時におけるチャネル諸島の中立性が宣言され、名誉革命後の1689年にこれが無効になるまで、両諸島は、フランスともイングランドとも交易できるという利点を享受することになった。1617年には、チャネル諸島の行政に関して、行政長官が、イングランド王が任命するクラウン監督人（Crown Wardens、後の総督（Governors））より優越性を持つことが枢密院で確認された。更に時代が下って1940年、英国は、ナチスドイツの侵攻を予期してチャネル諸島を非武装化した（チャネル諸島は、第2次大戦中にナチスドイツに占領された唯一の英国の領土であり、解放されたのは、1945年の戦争終結後であった）。

チャネル諸島が一つの行政単位であるとの誤解は珍しくないが、現在、ガーンジー管区とジャージー管区に共通の行政制度は存在しない。一方、民放テレビ局「ITV」の地方局及び英国国営放送（BBC）の地方ニュースは、ガーンジー島とジャージー島で同一の番組を放送している。また、ガーンジー島とジャージー島の両政府は、経費削減を目的として、それぞれの島のみではフルタイムのポストを置く必要がない「データ保護委員（Data Protection Commissioner）」などの役職について、両島兼任で任命する可能性を探ることに合意している。更に、両政府の間には、情報の共有に関する非公式の取り決めが存在する。また、ガーンジー島またはジャージー島のどちらかで養子に出された子供は、もう一方の島の家族が引き取るという取り決めもある（それぞれの島のコミュニティが小さいため、同じ島の家族に引き取られた場合、子供が実の父母を知ってしまう可能性があるため）。しかし、これは法律で定められた規則ではなく、あくまで慣習である。

(1) ガーンジー管区

冒頭で述べたように、ガーンジー管区は、ガーンジー島のほか、オルダニー島、サーク島、ハーム島、ジェソー島、リハウ島の小島から成る。ガーンジー管区は、オルダニー島、サーク島の外交に責任を負っている。オルダニー、サークの両島は、ガーンジー島の一



図 2： ガーンジー島の旗

院制の議会に代表を送っているが、同時にそれぞれ独自の小規模な議会有している。

マン島と同様、ガーンジー管区での英女王の（ノルマンディ公としての）正式な代理人は副総督である。ガーンジー管区の副総督は、外交面及び式典等でクラウンの代表を務めるほか、英国政府との連絡役としての役割も持つ。2011年まで、ガーンジー管区の副総督は、英国の大臣の助言を受けて女王が任命していたが、現在では、ガーンジー島の行政長官、サーク島の「領主（Seigneur）」及びオルダニー島の首長（President）で構成される委員会が選任している。ガーンジー島の行政長官（Bailiff）は、ガーンジー島議会（正式名称は「審議会（States of Deliberation）」）の議長及び王立ガーンジー島裁判所（Royal Court of Guernsey）の裁判長を務める。ガーンジー島の行政長官は、現在も、英国政府の助言に従って女王が任命している。

ガーンジー島議会は、任期4年の45名の議員（Deputies）から成る。一つの選挙区の定数は、一人または二人以上である。基本的に、議員は全て、政党に所属していない。議会には、投票権を持たない司法長官（H.M. Procureur）及び司法次官（H.M. Comptroller）も出席する。1948年の改革以降、オルダニー島全体での選挙で選出される同島の代表2名も、ガーンジー島議会に出席している（オルダニー島の議員に対するガーンジー島議会への出席手当はない）。また、1948年の改革では、選挙で選ばれていない「一般判事（Jurats）」と英国国教会の代表者の議席が廃止された。その代わり、島全体を選挙区として選ばれる「コンセイエ（Conseillers）」と呼ばれる12名の議員と、「ドゥーゼイン（Douzaines）」と呼ばれるパリッシュ議会の代表者10名の議席が設けられた。しかし、これら2種類の議席も、それぞれ2000年と2004年に廃止され、その一方、議員数は33名から45名に引き上げられた。ガーンジー島議会は、一次立法（Laws。枢密院から女王の裁可を得る必要がある）及び二次立法（Ordinances及びOrders。女王の裁可を必要としない）を制定する。

ガーンジー島の主たる裁判所は、（軽犯罪裁判所を除くと）王立ガーンジー島裁判所であり、行政長官が裁判官を務める。行政長官は、「一般判事」の助言を受ける。一般判事とは、法律の専門家ではない一般市民の裁判官であり、ガーンジー島議会によって選出される。ガーンジー島で控訴審を担当する裁判所は、ガーンジー島控訴裁判所（Guernsey Court of Appeal）と呼ばれ、最高裁判所は、枢密院の司法委員会である。

ガーンジー島政府は、正式には「政策評議会（Policy Council）」と呼ばれ、10の省の大臣（Minister）と首席大臣（Chief Minister）で構成される。10の省は、それぞれの大任が統括し、ガーンジー島議会の議員で構成される省ごとの委員会によって運営される。首席大臣のポストは2004年に設置され、政策評議会の議長であるが、政府の意

思決定を司るというよりは、政策の調整役としての役割を担う。首席大臣は、ガーンジー島の対外業務に主たる責任を負い、副首席大臣の補佐を受ける。副首席大臣は通常、省の大臣を兼任する。

ガーンジー島は、10のパリッシュ (parishes) に分かれ、この中に、首都のセント・ピーター・ポート (St Peter Port) も含まれる。パリッシュの議会は、「ドゥーゼイン (12 を意味するフランス語「douze」が語源)」と呼ばれ、議員は「ドゥーゼニエ (Douzeniers)」と呼ばれる。ドゥーゼニエのうち最古参の議員は「ディーン (Dean)」と呼ばれる。ドゥーゼニエの任期は6年で、毎年2名がパリッシュの議会で選ばれる。また、各パリッシュは、住民の投票で、任期1~3年の二人の首長 (Constables) を選ぶ。二人のうち、先任の者が上級首長 (Senior Constable) と呼ばれ、パリッシュの長である。首長は、ドゥーゼインの決定を実行する。パリッシュは、毎年、住民からパリッシュ税 (Parish rates) を徴収し、その大部分は、ごみの収集と処分の費用として使われる。パリッシュはまた、ごみ拾い等の道路の美化清掃業務も行う。

オルダニー島は、ガーンジー管区に属しているが、その中でも高度な自治権を与えられている。オルダニー島政府は、4年ごとに選挙で選ばれる首長 (President) と、10人の議員 (4年ごとに5人ずつ改選) から成る。1948年にガーンジー管区の行政改革が行われるまで、オルダニー島議会は、ガーンジー管区副総督、オルダニー島の裁判官及び一般判事 (どちらも英国政府の助言に従って英女王が任命)、「ドゥーゼニエ」と呼ばれるオルダニー島の議員で構成されていた。オルダニー島は、主な集落が一つ存在するのみであり、島全体で一つの選挙区を構成する。オルダニー島の議会は、1948年以降、警察、医療、教育、福祉を含む特定の分野の権限をガーンジー島議会に引き渡しているが、主に公共事業や経済など、その他の全ての分野で自治権を維持している。また、前述の通り、オルダニー島は、ガーンジー島議会に2名の議員を送っている。

サーク島もまた、自治権を有するガーンジー管区内の島である。サーク島議会 (Chief Pleas) は、議員定数28名で、2008年から、「領主 (Seigneur)」と行政長官 (Seneschal) を除く全ての議員が直接選挙で選ばれるようになった (サーク島は、2008年の改革以前は、「欧州における封建制度 (feudalism) の最後の砦」と言われていた)。サーク島議会が設置されたのは1611年で、議員は40人の土地所有者 (Tenants) であった。1922年には、直接選挙で選ばれた12人の議員 (Deputies) がこれに加わった。2008年の改革以前は、サーク島政府の長である「領主」は、島の全住民に優越する権利と特権を持ち、またサーク島議会が制定した法律の拒否権と政府職員の任命権を有していた。しかし、2008年の改革によって、「領主」の役割は、儀礼的なもののみ限定されることになった。サーク島の「領主」は、エリザベス1世が1511年にこのポジションを設置

して以降、現在まで、世襲性である。行政長官は、かつてはサーク島議会の議長と裁判長を兼ねていたが、英国の裁判所の決定に起因する（2008年以降の）更なる改革で、裁判長の役割を失った。行政長官は、「領主」と同様、現在も世襲制である。サーク島議会の議員は、「コンセイエ（Conseillers）」と呼ばれ、現在の議員定数は28名である。サーク島議会は、ガーンジー島議会を通過した法律の大半を承認する。また、サーク島の刑法制定及び刑事訴訟法に関する権限は、サーク島議会からガーンジー島議会に既に移譲されている。サーク島は、公共工事、観光開発、警察官とその補佐官、学校に関して自治権を保持している。

（2）ジャージー管区

ジャージー管区は、ジャージー島のみで構成される。マン島及びガーンジー管区と同様、ジャージー島における（ノルマンディ公としての）英国女王の正式な代理人は副総督である。副総督は、外交面及び式典等でクラウンを代表し、またロンドンの英国政府との連絡役を務める。ジャージー島の行政長官（Bailiff）は、同島の一元制の議会（States of Jersey）の議長であり、ジャージー島王立裁判所（Royal Court of Jersey）の裁判長を兼ねる。

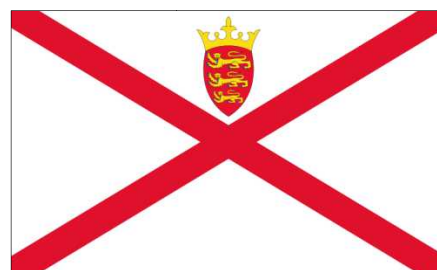


図 3： ジャージー島の旗

ジャージー島議会は、定数一人または二人以上の選挙区から選ばれる 29 名の議員（Deputies）、島全体を一つの選挙区として選ばれる 10 名の議員（Senators）、及び 12 のパリッシュの代表としての各首長（Constables）から成る。基本的に、議員は全員、政党に所属していない。議員の任期は 4 年である。ジャージー島議会の議員選挙が最初に実施されたのは 1857 年であるが、同議会は、既に 1771 年に、王立裁判所に優越する立法権を獲得していた。更に、1921 年には、副総督に優越する予算編成の権限を獲得した。1948 年の改革で、「一般議員兼判事（Jurats）」と呼ばれる議員が議席を失い、既に述べた「Senators」と呼ばれる議員に取って代わった。この際、各パリッシュから送られていた投票権を有する英国国教会の牧師（Rectors）も議席を失った。現在、ジャージー島議会には、法務長官（Attorney General）、法務次官（Solicitor General）、英国国教会のジャージー島首席牧師、行政長官または行政長官補といった投票権を持たない者も出席する。行政長官または行政長官補は、議会の議長を務める。ジャージー島議会の事務職員は書記官（Greffier）と呼ばれ、補佐役として書記官補がいる。書記官及び書記官補は、行政長官の不在時、議会の議長を務めることがある。ジャージー島議会が制定する法律は、一次立法（Laws、枢密院から女王の裁可を得る必要があり、更に、ジャージー島王立裁判所からも二次的な承認を得る必要があり）及び二次立法

(Regulations 及び Triennial Regulations。女王の裁可を必要としない) である。

ジャージー島の主要な裁判所は、ジャージー島王立裁判所である。王立裁判所では、行政長官または行政長官補が裁判長を務め、コミッショナー (Commissioners) と呼ばれる非常勤の裁判官も複数いる。裁判の判決において、行政長官、行政長官補、コミッショナーを補佐するのが 12 人の一般判事 (Jurats)⁴ である。一般判事は、40 歳以上のジャージー島の住民からジャージー島議会が選出する。一般判事は、恒久的な役職であり、定年は 72 歳である。ジャージー島の控訴審を担当する裁判所はジャージー島控訴裁判所 (Jersey Court of Appeal) であり、最終審は枢密院の司法委員会である。ジャージー島ではまた、王立裁判所を代理して裁判所の決定の実行に責任を有するジャージー島執行官 (Viscount of Jersey) が、行政長官より任命されている。

ジャージー島では、2005 年、それまで採用されていた行政形態であった委員会制度が廃止され、執行機関として「大臣会議 (Council of Ministers)」が設置された。大臣会議のメンバーである 9 人の大臣は、ジャージー島議会の議員の中から選ばれる。大臣は、各省の政策を監督し、首席大臣 (Chief Minister) が全大臣を統括する。副首席大臣 (Assistant Chief Minister) は、対外業務に責任を負う。各大臣は、副大臣を 2 名まで任命することができる。

ジャージー島は、古い歴史を持つ 12 のパリッシュ (parishes) に分かれ、これらには、首都のセント・ヘリア (St Helier) が含まれる。12 のパリッシュは全て、海岸線に面している。パリッシュが課するパリッシュ税 (Parish rates) の納税者及び有権者は、パリッシュ議会に出席することができる。パリッシュ議会は、年 1 回開催され、パリッシュ職員が策定した予算に基づいて設定されたパリッシュ税の税率を承認し、パリッシュによる契約 (公共サービス提供を委託するための民間企業との契約等) の締結などを承認する。パリッシュ議会は、パリッシュの首長 (Constable) と 2 名の首長助手 (Procureurs du bien Public) を選出する。どちらも任期は 3 年である。首長は、自動的にパリッシュ代表としてジャージー島議会の議席を与えられる。パリッシュ議会はまた、ジャージー島名誉警察 (Jersey Honorary Police) のメンバーを選出する。これらメンバーとは、各パリッシュの警察長である「ソントニエ (Centenier)」、パリッシュを更に細分化した地域の単位である「バンテーヌ (Vingtaine)」で治安維持業務等を行う「バンテニエ (Vingteniers)」及び治安維持補助員 (Constable's Officers) であり、全て無給のボランティアである。パリッシュ議会は更に、ジャージー島内の道路の管理、建築許可申請の承認の可否について助言を行うことなどを役割とする「道路委員会

⁴ ここで「一般判事」と訳している「Jurats」は、前段落で述べた「一般議員兼判事」が 1948 年の改革で議員の役割を失ったものである。

(Roads Committee)」の 5 人のメンバー、各バンテースで道路委員会の決定の実行に責任を有する「道路監督官 (Roads Inspectors)」を選出する。

第 3 節 欧州連合と王室属領の関係

王室属領は、欧州連合 (EU) に加盟していないが、英国の欧州共同体 (EC) の加盟条約の議定書 3 に定められている通り、EU とは特殊な関係を有している。議定書 3 によって、王室属領は、EC の関税地域の一部に組み込まれている。そのため、王室属領と EC 非加盟国との間の貿易には、EC の共通関税率及び農産物輸入に関する規制が適用される。しかし、その他の EC 法は、一般的に、王室属領には適用されない。つまり、王室属領は、労働力、サービス、資本の自由移動に関する EC の規定を適用する義務はない。また、王室属領は、EU 構造基金による支援も、EU による農産物市場の支援措置も受ける資格がない。更に、EU の「第 3 の柱」である刑事に関する警察・司法協力の分野での取り組みも、基本的には、王室属領に適用されない。

2010 年 9 月、ジャージー管区とガーンジー管区は、ベルギーの首都ブリュッセルに、チャンネル諸島ブリュッセル事務所 (Channel Islands Brussels Office、CIBO) を開設した。その目的は、EU でのチャンネル諸島の影響力を拡大すること、欧州の問題についてチャンネル諸島の両政府に助言を行うこと、経済面で EU との連携を強化することである。

第2章 王室属領の財政制度

第1節 王室属領の産業と税率等

王室属領は、独自の紙幣と硬貨をポンドで発行することができる（ジャージー島、ガーンジー島、マン島のみならず、オルダニー島も、独自の紙幣と硬貨を発行している）。王室属領で発行されている紙幣及び硬貨のサイズ及び額面は、英国本土のものとはほぼ同じである。ただし、1ポンド紙幣が現在も流通している点は英国と異なる（イングランド銀行による英国での1ポンド紙幣の発行は1988年に終了した）。

王室属領は、いずれの地域も富と繁栄を謳歌しており、その背景には、独自の歴史、住民の声に耳を傾ける安定した行政、治安の良さ、質の高い公共サービス、金融サービス部門の活況、そして、島の魅力に惹かれて他の地域から移住した富裕層の存在がある。王室属領の金融サービス部門は、戦後、行政の主導で、農業と観光への依存から脱却し、経済の多様化を目指す試みが行われた結果、成長を遂げた。しかし、近年は、各地域とも、産業基盤を拡大し、島の経済を独占する金融サービス分野を補おうとしている。例えば、オルダニー島は優れた電子ゲーム産業を有し、またマン島は、スポーツ選手及びスポーツチームのサポート事業や高級消費財の製造業の拠点となっていることで知られている。

このように経済の多様化が図られている一方で、これらの島での居住資格は厳しく制限されている（王室属領の3地域全てにおいて、外国人の就労には労働許可証が必要である。また、チャンネル諸島では、島での居住資格が一定の規則のもとで制限されている）。各地域とも、住民の生活の質の高さのみならず、投資家に様々な金融商品を提供できること、厳しい規制制度が存在することなどによって、競争力があり、安全な金融市場を実現できていることを誇りとしていると言われる。競争力のある金融市場を維持できる要因の一つが、通称で「ゼロ・テン (Zero Ten)」⁵と呼ばれる企業にとって有利な税制度である。下記に、王室属領の主な租税の税率を挙げる。

マン島 — 所得税は10%または20%（非居住者は一律20%）／法人税は0%。ただし銀行は10%／キャピタルゲイン税、印紙税、相続税は0%／不動産の賃貸料収入及び土地売却による収入には10%の課税

ガーンジー管区 — 所得税は20%／法人税は0%。ただし銀行は10%、公益事業者

⁵ 「ゼロ・テン」との通称は、法人税が基本的に0%（ゼロ）であり、銀行にも10%（テン）が課税されるのみであることから来ている。

は 20%/キャピタルゲイン税、相続税は 0%/不動産の賃貸料収入に対する課税は現在停止中。

ジャージー管区 – 所得税は 20%/法人税は 0%。ただし銀行業は 10%、公益事業者は 20%/キャピタルゲイン税、相続税は 0%/土地取引税 (Land transaction tax、LTT) は売買価格に応じて 0.5~5%

ジャージー島ではまた、各種商品及びサービスに対して課せられる商品・サービス税 (Goods and Services Tax) があり、現在の税率は 5%である。商品・サービス税は、付加価値税 (Value Added Tax、VAT) とは別の租税である。

これら 3 地域にはいずれも、政府から独立した立場にある金融部門の監督機関が設置されている。これらの機関は、金融部門による厳格な行動規範の遵守を確保し、金融機関の業務を監視 (マネーロンダリングの監視を含む) することによって、王室属領の金融部門の国際的評価を維持することをその役割としている。

第 2 節 マン島共通財源協定 (関税・物品税協定)

1 概要

マン島は、英国から補助金を交付されていない。かつて、シティ・オブ・ロンドンのロード・メイヤー (Lord Mayor) が、マン島を、シティの「中核的資産 (core asset)」と表現したことからも分かるように、マン島は、逆に、英国経済に多大な貢献をしている。更に、マン島は、「関税・物品税協定 (Customs and Excise Agreement)」の規定に従い、マン島政府が徴収した間接税収入の多くを、英国政府に譲渡している。

マン島と英国が税収を分け合う仕組みは、マン島の議会であるティンワルドが 19 世紀に「1894 年歳入申告書法 (Revenue Returns Act 1894)」を制定したことに遡る。同法によって、マン島に輸入される茶とたばこの販売業者及び輸入業者は、英政府に納税申告書を提出することを義務付けられ、英政府がこれらの業者から徴収した関税の一部がマン島に支払われるようになった。

マン島と英国が間接税収入を分け合う仕組みは、詳細に関して多くの変更が加えられながら、現在まで継続してきた。例えば、1957 年には、「関税及びその他の事項に関する英国とマン島間の協定 (Agreement between the Governments of the United Kingdom and the Isle of Man regarding Customs and other matters)」が締結された。

この合意は、一般に「共通財源協定 (Common Purse Agreement)」と呼ばれ、1979年に、現在の「関税・物品税協定 (Customs and Excise Agreement)」が締結されるまで運用されていた。

「共通財源協定」の対象となっていた税の一つが、「購入税 (Purchase Tax)」であった。「購入税」は、英国と同時期にマン島に導入され、税率は英国と同じであった。「共通財源協定」では、英国の関税・物品税局 (HM Customs and Excise) がマン島で課される購入税を徴収すること、購入税及び同協定の対象となるマン島のその他の租税からの税収 (ただし、徴税と監査に要する経費を差し引いた額) の一部を定期的にマン島政府に交付することを定めていた。1973年4月1日にマン島で購入税が廃止され、これに代わり付加価値税 (及び自動車税) が導入されると、これら2つの税が同協定の対象になった。

1957年の協定締結後、「10年定期審査 (Regular Decennial Tests)」と呼ばれる仕組みが導入された。その目的は、マン島内での物品税 (excise) の課税対象品 (及びその他の租税の課税対象品) の消費量をより正確に把握すること、それに従って、税収分割の仕組みを調整し、可能な限り公平な制度を維持することであった。「10年定期審査」には、マン島内の企業及び個人による様々な物品の (島外からの) 受領に関する調査が含まれていた。この調査の結果と、島内人口の調整数を合わせることで、マン島に分割すべき税収⁶の割合を計算することができた。

1979年7月、ティンワルドは、税収分割に関して英国と新たな協定を締結することを承認した。これにより、1979年10月15日、「関税・物品税協定」が締結され、1980年4月1日に発効した。新協定で、マン島は、それ以前と同様、大半の間接税の税率を英国と同率に保つこと及び英国と同じ間接税の減税措置を導入することに同意した。更に、やはり従来と同様、大半の間接税の税収をプールし、英国と分割することに合意した。「10年定期審査」の仕組みも、税収分割の割合を微調整する手段として継続させることになった。

これまで、「共通財源協定」及び「関税・物品税協定」には、多くの変更が加えられてきた。例えば、主として観光産業に関連する「輸出不可能な (non-exportable)」サービスに課せられる付加価値税に関して柔軟性を与えるための変更が行われた。また、2007年には、マン島と英国の国民所得の相対的变化に基づき、税収分割の新たな基準が設置された。

⁶ このような英国とマン島で税収を分割する租税を、法律の条文及び政府の公式文書などでは、「共通税 (common duties)」と呼ぶ。

英国の関税・物品税局は、2005年、内国税歳入庁 (Inland Revenue)と合併し、新たに「歳入・関税局 (HM Revenues and Customs)」が設置された。こうした組織再編とは無関係に、「関税・物品税協定」は現在も有効である。

2 現在の税収分割の仕組み

現在のマン島と英国間の税収分割の仕組みは、2007年に行われた「関税・物品税協定」の見直しによって同協定に加えられた変更を反映したものである。現行の仕組みは、経済活動と、間接税税収を生み出す消費との間には相関関係があるという原則に基づいている。

現在、マン島と英国の税収の分割には、「GNP (国民総生産) 成長モデル (GNP (Gross National Product) Growth model)」と呼ばれる方式が使われている。この方式は、マン島と英国の面積及び経済規模などを考慮に入れた公平な分割方法であり、簡潔性と透明性という点でも非常に優れている。この方式では、計算に要するデータが最小限であり、必要な数字は、マン島と英国の付加価値税の税収、英国の国民総所得 (Gross National Income、GNI) 及びマン島の国民総生産 (Gross National Product、GNP) のみである。この方式は、マン島の将来の歳入の安定性を強化し、政府による経済・財政計画の策定を補助するものである。

マン島以外の王室属領の島は、間接税を課すかどうか、また課する場合、その税率を自由に決定できる。それに対し、マン島は、「関税・物品税協定」のもと、英国による間接税に関する決定、税率及び変更は、それらがマン島の経済と競争力にどのような影響を及ぼすかに関わらず、従う義務がある (ただし、税率については、多少であれば、マン島で変えることができる)。

第3節 低価格移送品に対する VAT 免除措置 (LVCR)

「LVCR (Low Value Consignment Relief)」とは、EU 圏外から EU 加盟国へ輸入される低価格の荷物について、付加価値税 (VAT) の支払いを免除する措置である。チャンネル諸島から英国へ輸送される低価格移送品に関しては、2012年4月1日にこの措置が撤廃された。同制度の目的は、企業、政府当局、郵便会社、宅配便会社及び消費者の手続きを簡素化し、経費を削減して負担を減らすことである (この制度が存在しないと、企業、政府当局、郵便会社、宅配便会社、消費者は、大量かつ低価格の移送品に課せられる VAT の徴収または支払いまたはその両方を行う必要が生じる)。チャンネル諸島

の場合、ジャージー島及びガーンジー島から英国へ送られる農産物を、VAT の支払い処理のため遅延させることなく、損傷させずに移送することが目的の一つであった。

しかし、LVCR の仕組みが存在することに起因する英財務省の歳入の損失は、過去 5 年間で、年間 8500 万ポンドから同 1 億 3000 万ポンドに上昇した。この背景には、インターネットショッピングの利用の増加と、多くの英国企業が、LVCR の仕組みによる恩恵を受けるべく、EU 外に事業所を移したことがある。

2011 年に英国議会で制定された「2011 年財政法 (Finance Act 2011)」によって、EU 圏外から英国に輸送され、LVCR の対象となる移送品の金額の上限が、18 ポンドから 15 ポンドに引き下げられた。更に、前述のように、英政府は、チャネル諸島から英国へ輸入される低価格の移送品について、2012 年 4 月より、LVCR の適用を取り止めた。その理由は、LVCR が当初の狙い以外の目的に利用されることを防ぎ、英国の中小企業の競争力を高めることであった。

第 4 節 第三者によるタックス・ヘイブンの見直し作業

英国政府は、2008 年の「予算前報告書 (2008 Pre-Budget Report)」で、一般に「タックス・ヘイブン」などと呼ばれる王室属領と英国の海外領土 (Overseas Territories) の金融部門に関する独立の見直し作業を行うことを明らかにした。見直し作業の目的は、当時の経済情勢下でこれらのタックス・ヘイブンの地域が直面していた短期及び長期的課題について見直すことであった。その背景には、世界的な経済・金融危機 (特にアイスランドの銀行の破綻はガーンジー島とマン島に大きな影響を与えた)、金融部門の規制レベルを強化する G20 の合意、タックス・ヘイブンの地域が脱税と金融犯罪を助長していることに対する懸念の高まりがあった。英国の財務省は、その後、この見直し作業を、「プロモントリー・ファイナンシャル・グループ (Promontory Financial Group)」のマイケル・フット氏が実施することを発表した。見直し作業は、王室属領と英国の 6 つの海外領土を対象に行われ、調査事項は下記の通りであった。

- ・ 金融部門の監督と透明性
- ・ 金融部門の安定性、持続可能性、将来の競争力との関連における税制
- ・ 金融危機の管理と解決のための仕組み
- ・ 金融部門の国際協力

英政府は、調査の実施を発表した当初から、王室属領及び海外領土と英国との関係に関する既存の取り決めは調査の対象ではないことを明確にしておき、それらの取り決め

は、独自の税率設定権などの財政制度を含め、今後も継続すると明言していた。

2009年10月、フット氏は、見直し作業の結果報告書を英財務省に提出した。結果報告書では、王室属領と6つの海外領土について、次の項目で提案が示された。

- ・ 経済成長計画の質と対象範囲
- ・ 税制の透明性、金融部門の規制、金融犯罪への対処に関する国際基準の遵守
- ・ 預金保険制度の内容に関する預金者の理解の確保
- ・ オンブスマン制度の妥当性に関する検討
- ・ 金融危機の防止と解決手段

報告書の提案には、見直し作業の対象となった王室属領と6つの海外領土が、金融部門の規制・監督等に関する自らのパフォーマンスを評価し、持続可能な未来を確保するにはどのような行動が必要であるかを検討するための基準が盛り込まれた。また、それらの基準を現在どの程度満たしているか、あるいは今後いつ、どのような方法で基準を満たすことができるかに関する報告書を王室属領と6つの海外領土が定期的に発表すべきであると提案した。

第5節 租税情報交換協定

全ての王室属領の地域は、税制を含め、内政に関する自治権を有しており、経済協力開発機構(OECD)とEUがタックス・ヘイブンに関して示した懸念に応え、2009年、他の国と税務情報の交換を行う旨をOECDに約束した。その結果、王室属領は、様々な国と「税務情報交換協定(Tax Information Exchange Agreements、TIEAs)」を締結しており、その相手国は増加している。TIEAsの締結のため、英国政府は、英国の大臣が署名し、王室属領の各政府に交付する委任書(Letter of Entrustment)によって、TIEAsを締結する権限を王室属領に与えている(税制に関する自治権を有する王室属領の立場から見れば、英国政府が王室属領に代わってTIEAsを締結することは不適切である)。また、締結の相手国はTIEAsより少ないものの、王室属領は、「二重課税防止条約(Double Taxation Agreements)」を幾つかの国と締結している。

現在までに王室属領がTIEAsを締結した国は下記の通りである(下線の国は、同協定の締結を準備中であるか、または協定が草案段階である国)。

マン島 — オーストラリア、バーレーン、ベルギー、カナダ、中国、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、ファロー諸島(デンマークの自治領)、フィンランド、フラ

ンス、ドイツ、グリーンランド（デンマークの自治領）、アイスランド、インド、インドネシア、アイルランド、日本、マルタ、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スロベニア、スウェーデン、英国、米国、イタリア、スペイン

ガーンジー管区　－　アルゼンチン、バハマ諸島、カナダ、ケイマン諸島、中国、デンマーク、ファロー諸島、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、グリーンランド、アイスランド、インドネシア、アイルランド、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、ルーマニア、サンマリノ、南アフリカ、スウェーデン、英国、米国

ジャージー管区　－　米国、オランダ、ドイツ、スウェーデン、ノルウェー、アイスランド、フィンランド、デンマーク、グリーンランド、ファロー諸島、英国、フランス、アイルランド、オーストラリア、ニュージーランド、ポルトガル、中国、トルコ、メキシコ、カナダ、インドネシア、チェコ共和国、南アフリカ、アルゼンチン、インド、日本、ポーランド、イタリア、オーストリア、ブラジル、ギリシャ、韓国、ハンガリー、スペイン、チリ、ケニヤ、ラトビア、リトアニア、スロバキア、スロベニア、ルーマニア

第3章 王室属領の国際業務

第1節 王室属領の国際的アイデンティティ

近年、王室属領の政府は、海外企業による投資や観光客の誘致、富裕層の移住の奨励などによって島の経済的利益を促進することを目的とした幹部級の役職を新たに創設した。これらの役職とは、ジャージー島政府が国際業務部長 (Director of International Affairs)、ガーンジー島政府が国際関係局長 (Head of International Relations)、マン島政府が国際業務開発部長 (Director of International Business Development) である。

また、王室属領の政府はそれぞれ、2007年、当時の英国の憲法事項省 (Department for Constitutional Affairs)⁷と、「国際的アイデンティティ確立のための枠組み (Frameworks for developing the International Identity)」と呼ばれる文書に署名した。署名は、英国の憲法事項大臣と王室属領の各政府の首席大臣が行った。下記に、例として、ジャージー島の「国際的アイデンティティ確立のための枠組み」の全文を引用する。

「2006年1月11日に合意した意図表明文書 (*statement of intent*) に続き、ジャージー島首席大臣と英国の憲法事項相は、下記の原則について合意した。両者は、ジャージー島の国際的アイデンティティの確立を目的とする枠組みを構築する。この枠組みは、英国とジャージー島の関係を明確化することを意図したものである。英国とジャージー島の関係は、良好に機能しており、その関係の中で、英国とジャージー島双方の相互の利益を達成するための方法が生み出されている。

1. 英国は、民主的な方法で選ばれた独自の議会によって統治されているジャージー島の中で、またジャージー島のために、民主的説明責任を負わない。ジャージー島の国際関係に関する英国の責任については、下記が理解されている。

英国は、事前の協議なしに、ジャージー島を代理して国際的な活動に従事しない。英国は、ジャージー島の利益が、英国の利益と異なる場合があることを認識しており、国際的な役割を果たす際は、いかなる異なる利益をも代表するよう努める。このことは特に、EUとの関係に関して明らかである。EUとの関係において、英国の利益は、EU加盟国の利益であることが期待される。一方、ジャージー島の利益は、英国の欧州共同体 (EC) の加盟条約の議定書3に規定されている通

⁷ 憲法事項省は、2007年5月、役割を拡大して「法務省 (Ministry of Justice)」に名称を変更した。

り、英国の EU 加盟国としての地位が、特定の場合にのみ、ジャージー島にも拡大されるという事実を反映することが期待される。

2. ジャージー島は、英国とは異なる国際的アイデンティティを持つ。
3. 英国は、ジャージー島が、長い歴史を持つ小規模な民主主義体制であることを認め、ジャージー島がその国際的アイデンティティを更に発展させるという原則を支持する。
4. 英国は、ジャージー島の国際的アイデンティティの確立を支援するために果たすべき役割を担う。この役割は支援であり、干渉ではない。
5. ジャージー島と英国は、ジャージー島と英国の関係に影響を与える全ての問題について、オープンで、効果的であり、意義ある対話を行うことに合意する。
6. 国際的アイデンティティは、ジャージー島の国際的アイデンティティにとって重要である国際的基準と義務に従うことを通して、効果的に構築される。
7. 英国は、国際的義務の履行と合意の実施における自らの優先事項を明確にする。それによって、ジャージー島が、自らの地位を確立するにあたり、それらの事項を理解し、考慮に入れることができるようにする。
8. 国際社会における英国の活動は、ジャージー島の国際関係、外交政策及び国際的責任に配慮する必要がある。
9. 英国とジャージー島は、互いの利益のいかなる相違をも解決し、またそうした相違を明確化するために協力する。
10. ジャージー島と英国は、幅広い政策分野を持ち、国際社会に積極的に関わることに意欲的であり、責任ある、安定的で成熟した民主主義体制としてのジャージー島の正当な地位を促進することで協力する」

3つの王室属領は全て、それぞれの島の金融部門のプロモーション機関を設置している。その目的は、特に中国、香港、極東地域、BRICs 諸国などの新市場を含む海外の国に対し、島の金融機関が販売する金融商品や投資商品を紹介することである。

第2節 英国諸島・アイルランド協議会

1998年4月10日、2年間にわたる精力的な交渉を経て、英国政府、アイルランド政府及び北アイルランドの諸政党は、包括的な政治協定を承認した。これは、「複数の政党間の交渉における合意 (Agreement reached in the Multi-Party Negotiations)」と呼ばれる協定で、一般に「ベルファスト合意」または「聖金曜日合意」との名で知られている。この合意によって設置された機関が、「英国諸島・アイルランド協議会 (British-Irish Council、BIC)」であった。英国諸島・アイルランド協議会は、英国及びアイルランド両国政府が署名した「英国・アイルランド合意 (「複数の政党間の交渉における合意」の条項に効力を与えた合意)」が発効した1999年12月2日に正式に設置された。

英国諸島・アイルランド協議会は、英国政府、アイルランド共和国政府、北アイルランド政府、スコットランド政府、ウェールズ政府、マン島政府、ガーンジー島政府、ジャージー島政府の代表者で構成されている。イングランドには、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドのような自治政府が存在しないため、イングランドのみを代表するメンバーはいない。

英国諸島・アイルランド協議会のウェブサイトでは、同協議会の目的について、次のように述べられている。

- ・諸島 (グレートブリテン島、アイルランド島及び王室属領の島) の住民間の、前向きで、実際的な関係を更に促進する。
- ・ (協議会のメンバー国・地域に) 協議と協力の場を提供する。

また、正式には、「複数の政党間の交渉における合意」の3章において、同協議会の目的は、次のように述べられている。

「諸島の住民間の関係全体の調和的で相互に利益となる発展を促進すること (中略) 英国諸島・アイルランド協議会は、関係政府の権限内で、相互の利益となる事項に関する協力で合意に達するべく、情報の交換、討論、協議を行い、最大限の努力を払う」

英国諸島・アイルランド協議会の第1回会議は、1999年12月に開かれ、メンバー国・地域の代表者は、同協議会の設置を歓迎した。

同協議会は、英国、アイルランド共和国、北アイルランド、スコットランド、ウェールズ、マン島、ガーンジー島、ジャージー島の代表者が一堂に会する唯一の協議の場で

ある。全てのメンバーは、自らが代表する国・地域の民主主義に則ったルールに従って行動し、それぞれが代表する国・地域の政府に対して責任を負う。

英国諸島・アイルランド協議会は、特定の作業分野（work areas）を設置し、分野ごとに特定のメンバー国・地域が責任者となっている。作業分野の数は、同協議会の決定で増減できる。同協議会はまた、メンバーの国・地域間での共通の政策について合意することも可能である。これらの合意は、メンバーのコンセンサスを得て行われるが、個々のメンバーは、合意の内容を実施しなくてもよい。

「複数の政党間の交渉における合意」は、英国諸島・アイルランド協議会の設立初期に討論すべきテーマとして、交通、農業、環境、文化、保健、教育及び EU との関係性を挙げていた。協議会の現在の作業分野と、各分野に責任を有するメンバーは下記の通りである。

- ・ 共同空間計画（Collaborative spatial planning） — 北アイルランド
- ・ 人口問題（Demography） — スコットランド
- ・ デジタル格差解消（Digital Inclusion） — マン島
- ・ 幼年期児童（Early Years） — ウェールズ
- ・ エネルギー（Energy） — 英国及びスコットランド
- ・ 環境（Environment） — 英国
- ・ 住宅（Housing） — 北アイルランド
- ・ 特定の土地に固有な少数使用言語（Indigenous, minority and lesser-used languages） — ウェールズ
- ・ 麻薬の乱用（Misuse of drugs） — アイルランド
- ・ 社会的包摂（Social Inclusion） — スコットランド及びウェールズ
- ・ 交通（Transport） — 北アイルランド

「人口問題」は、英国諸島・アイルランド協議会の 2006 年の会議で作業分野として採択された。この分野の設置を提案したのはスコットランド政府で、自らその責任者となった。スコットランド政府は更に、2007 年の会議で、「エネルギー」を作業分野に加えることを提案し、同様に責任者となった。同協議会は、メンバーの国・地域の政府首脳が平等な立場で集まる討議の場として、また小規模な法域間での政策移転（policy transfer）を可能にする手段として評価されている（例えば、ガーンジー島は、スコットランドの政策をモデルにして児童サービスの政策を策定している）。

英国諸島・アイルランド協議会の会議は、メンバー国・地域の首脳が集まる「サミッ

ト (Summits)」のほか、大臣または政府機関職員が集まる分野別会議など、様々な形で開催される。首脳レベルの「サミット」は、年に2回開催される。メンバー国・地域の政府職員は、これらの会議の準備のため、事前に会合を行う。

英国諸島・アイルランド協議会の活動に要する費用は、必要に応じて、メンバー間相互の合意に基づき、メンバーの国・地域から調達する。協議会事務局の職員は、その他のメンバーの国・地域の政府職員と調整しながら、英国及びアイルランド共和国政府が派遣する。

2007年7月に実施された英国諸島・アイルランド協議会の第9回サミットにおいて、(一時的に英国政府による直轄統治が行われた後、)北アイルランドに自治が復活したことを受け、協議会のプログラム、活動方法、支援体制に関する戦略的見直しを行うことが合意された。見直しの内容には、常設事務局の設置に関する検討も含まれた。その後、2010年に開催された第14回サミットで、2012年1月より、スコットランドの首都エジンバラ市に常設事務局を置くことで合意に達した。



図 4： 王室属領の位置

【執筆者】

担当	主任調査員	アンドリュー・スティーブズ
翻訳・協力	調査助手	吉川 万里絵
監修	所長	羽生 雄一郎